

## 改正離島振興法について

令和4年11月24日  
島根県地域振興部  
中山間地域・離島振興課

### 1. 法律の概要

- 昭和28年7月、10年間の時限立法として制定され、以降6度にわたり、法の有効期限を10年間ずつ延長
- 国は「離島振興基本方針」を策定し、都道府県は「離島振興計画」を策定
- 法に基づく施策により、社会基盤の整備、産業の振興、移住・定住施策等が実施され、本土との格差是正や地域の振興が図られてきた

### 2. 法律の名称

離島振興法の一部を改正する法律

### 3. 施行期日

令和5年4月1日  
(一部の規定は公布の日から施行)

### 4. 改正の概要

#### (1) 総則的事項

##### ①目的の改正〔第1条〕

- ・離島が担っている我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等の重要な役割に、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加するとともに、離島振興施策の実施等に当たっては、地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ行うべきことを明記

##### ②都道府県の責務（新設）〔第1条の3第2項〕

- ・自然的社会的諸条件に応じた離島振興のために必要な施策の策定及び実施に努めること
- ・市町村相互間の広域的な連携の確保及びこれらの市町村に対する情報提供等に努めること

## (2) 離島振興計画の記載事項の充実等

○都道府県が定める離島振興計画の記載事項の追加〔第4条第2項〕

- ・ 離島の振興に関する目標、計画期間
- ・ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ・ 地域の特性に応じた産業振興の促進に関する事項

## (3) 離島に対する配慮規定の充実

①国及び地方公共団体が特別の配慮を行う事項として、次の項目を追加

- ・ 遠隔医療の実施等を通じた医療の充実〔第10条第9項〕
- ・ 離島航路・航空路に供される船舶及び航空機の設備投資に対する支援並びに無人航空機の活用による物資の流通改善に対する支援〔第12条第2項〕
- ・ 通信体系の充実及び維持管理並びに情報通信技術等の先端的な技術の活用の推進〔第13条〕
- ・ 公立高等学校に加え、公立の小中学校等の教職員の定数の算定・配置〔第15条第2項〕

②上記のほか、介護〔第10条の2〕、福祉〔第11条〕、産業〔第14条〕、就業〔第14条の2〕、生活環境〔第14条の3〕、エネルギー〔第17条の3〕及び防災〔第17条の4〕について配慮規定を充実

③次の項目について、配慮規定を新設

- ・ 感染症発生時等の住民生活の安定等〔第17条の5〕
- ・ 小規模離島への配慮〔第17条の6〕
- ・ 規制の見直し〔第18条の2〕

## (4) 期限の延長等

○離島振興法の有効期限を、令和15年3月31日まで10年間延長〔附則第2項〕  
(改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる)

# 離島振興法の一部を改正する法律案 概要

## 現行の離島振興法に規定されている主な事項

### 1. 法の目的

「」内の条文は一部要約したもの

・「領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等重要な役割を担う離島が、厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」

### 2. 国の責務

・「国は、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。」

### 3. 離島振興対策実施地域の指定

### 4. 離島振興基本方針

### 5. 離島振興計画

・「都道府県は、離島振興基本方針に基づき、離島振興計画を定めるよう努めるものとする。」(策定時は市町村が案を作成)  
基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再エネ、防災等について記載

### 6. 補助割合の特例、離島活性化交付金等

### 7. 離島に対する各種配慮規定

【公共事業について特別の配慮】

【地方債について特別の配慮】

【医療】

・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮

【介護・福祉】

・介護サービスの提供、従事者確保等について適切な配慮

・福祉施設の整備等について適切な配慮

【交通・通信】

・交通の確保充実等について**特別の配慮**

・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮

【産業振興】

・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮

【就業促進】

・職業能力開発のための施策等について適切な配慮

【生活環境整備】

・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮

【教育】

・島外の学校に通学する生徒等への支援について適切な配慮

・教職員の確保について**特別の配慮**

・学校教育の充実、生涯学習振興について適切な配慮

【エネルギー】

・再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮

【地域文化振興について適切な配慮】

【観光振興・地域間交流について適切な配慮】

【自然環境の保全再生について適切な配慮】

【防災】

・防災対策の推進について適切な配慮

【その他法律の規定の運用等について適切な配慮】

### 8. 離島振興法の法期限（令和4年度末まで）

## 今般の改正事項

### I. 総則的事項

#### (1) 目的の改正【第1条】

①離島の役割として、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を追加  
②離島振興において、「**関係人口**」のような島外の人材を巻き込んでいく視点を追加

#### (2) 都道府県の責務（新設）【第1条の3】

**都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設**

### II. 離島振興計画の記載事項の充実等

#### (1) 基本方針等に「橋梁の整備」を明記【第3条】

#### (2) 離島振興計画の記載事項の充実【第4条】

①計画の目標及び期間・フォローアップに関する事項

②地域の特性に応じた産業振興に関する事項

③都道府県による離島市町村への支援に関する事項

(3) 石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表を明記【第7条の4】

### III. 離島に対する配慮規定の充実

#### (1) 医療【第10条】

・住民が安心して生活できるよう、医師不足等の状況に鑑み、**医師の確保等の医療の充実について特別の配慮とする**。

・地理的な制約を和らげ、住民負担の軽減に資する「**遠隔医療**」について配慮規定に明記

#### (2) 介護・福祉【第10条の2、第11条】

・介護の担い手不足が深刻化する中、離島の介護従事者を確保するため「**島内人材等の活用促進**」、「**介護ロボットの導入**」について配慮規定に明記

・多様な方々が離島に住み続けられるよう「**障害者福祉**」、「**児童福祉**」についても配慮規定に明記

#### (3) 交通・通信【第12条、第13条】

・「**高速安定航行が可能な船舶などの船舶・航空機に対する設備投資**」、「**ドローンの活用**」について配慮規定に明記

・情報通信基盤はICT活用のための基礎的インフラであるため、**高度情報通信ネットワークの充実について特別の配慮とする**。

・高度情報通信ネットワークの充実を図る上で離島の負担となりうる「**維持管理**」について配慮規定に明記

#### (4) 産業振興【第14条】

・昨今の社会の変化を踏まえ、「**場所に制約されない働き方の普及**」について配慮規定に明記

#### (5) 就業促進【第14条の2】

・人口減少が進む離島において、担い手確保を図るため、「**高齢者の就業促進**」について配慮規定に明記

#### (6) 生活環境整備【第14条の3】

・定住促進を図る上で有効な空家改修による住宅の確保を促進するため、「**空家活用**」について配慮規定に明記

#### (7) 教育【第15条】

・将来の関係人口にもつながる「**離島留学**」及び教育の質の向上等につながる「**遠隔教育**」について配慮規定に明記

・小中学校を含む公立学校の教職員の定数・処遇について配慮規定に明記

#### (8) エネルギー【第17条の3】

・全国的な脱炭素化の動きが高まる中、「**再生可能エネルギーの利用推進施策の充実**」や「**地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用**」について配慮規定に明記

#### (9) 防災【第17条の4】

・離島の風水害や地震への対策を進めるため、「**事前防災、減災等に資する国土強靱化**」について配慮規定に明記

#### (10) 感染症発生時等（新設）【第17条の5】

・**感染症が発生した場合等**における**離島の住民生活の安定及び福祉の向上について配慮規定を新設**

#### (11) 小規模離島への配慮（新設）【第17条の6】

・高齢化が進む**小規模離島**について、「**日常生活に必要な環境の維持が図られるよう配慮する規定を新設**

#### (12) 規制の見直し（新設）【第18条の2】

・**離島に係る規制の見直し**について**提案があった場合の配慮規定を新設**

### IV. 離島振興法の法期限の延長【附則第2項】

離島振興法の法期限を**10年間延長**する（令和14年度末まで）

※改正後5年経過した場合、必要に応じて見直し等を講じる